第22回統計基準部会
資料２

総 務 省

第21回統計基準部会における指摘事項等への対応

令和８年11月

総務省政策統括官室（統計制度担当）

新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」の項目名称等の見直し（1/2）

指摘事項

職業分類と産業分類の就業者数クロス集計表（図表１）をみると、改定案の新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」に区分される就業者の大部分が、産業分類の大分類Ｏ「教育，学習支援業」に従事する者となっている。これを踏まえ、項目名称は「教育・法務・経営等専門職業従事者」として、「教育」を先頭に持ってきた方が良いのではないか。ユーザーは、項目名称の最初に出てくる「法務」が当該集団の代表であるかのような印象を受け、「教育」より「法務」の方が就業者の多い集団だと誤解するおそれがあるのではないか。（菅委員）

対応

職業分類と産業分類の就業者数クロス集計表や、新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」の就業者数に占める教員の割合の推移（図表２）は下記のとおりとなっていることから、委員の指摘を踏まえ、新大分類Ｄの項目名称を「教育・法務・経営等専門職業従事者」とし、分類項目の順番も次頁の改定案のとおり入替え。

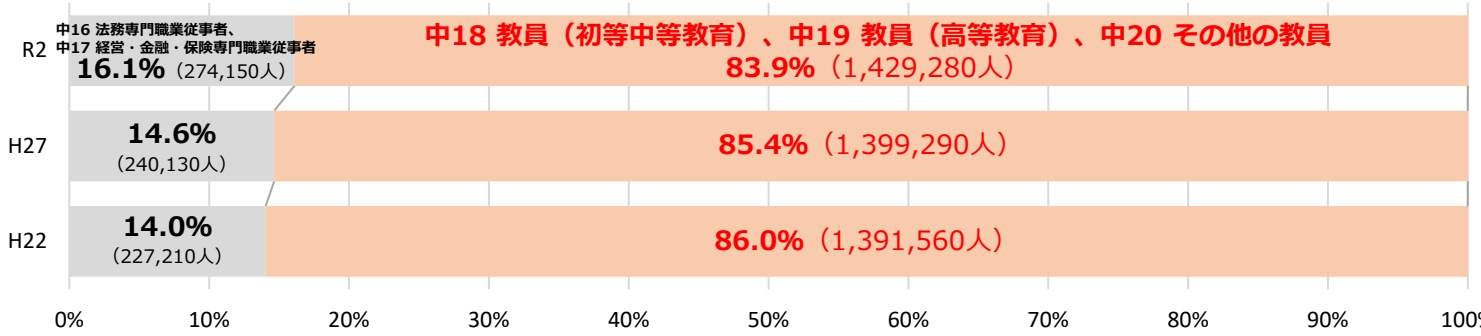
図表１．職業分類と産業分類の就業者数クロス集計表（令和２年国勢調査結果）

（単位：人（%））

産業分類 / 職業分類（改定案）	D_建設業	E_製造業	G_情報通信業	H_運輸業，郵便業	I_卸売業，小売業	J_金融業，保険業	K_不動産業，物品賃貸業	L_学術研究専門・技術サービス業	M_宿泊業，飲食サービス業	N_生活関連サービス業，娯楽業	O_教育，学習支援業	P_医療，福祉	Q_複合サービス事業	R_サービス業（他に分類されないもの）	S_公務（他に分類されるものを除く）	T_分類不能の産業	総数
D 法務・経営・教育等専門職業従事者	210 (0.0)	680 (0.0)	1,570 (0.1)	130 (0.0)	1,860 (0.1)	4,840 (0.3)	330 (0.0)	**241,490 (14.2)**	900 (0.1)	280 (0.0)	**1,422,770 (83.5)**	5,590 (0.3)	260 (0.0)	6,450 (0.4)	16,060 (0.9)	20 (0.0)	1,703,430 (100.0)

（注）１ 第21回統計基準部会資料３から抜粋・一部加工。（　）内は新大分類Ｄの就業者数の総数に占める産業分類の大分類ごとの割合を示す。
２ 産業分類の大分類項目のうち、該当する結果数値がないものは省略して掲載。

図表２．新大分類Ｄの就業者数に占める教員及びその他の割合の推移



（注）国勢調査結果を基に作成。就業割合は新大分類の構成に合わせて便宜的に整理したものであり、小分類の見直し内容等は反映していない。

新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」の項目名称等の見直し（2/2）

改定案

【修正前（第21回部会提示案）**】**

新大分類Ｄ　法務・経営・教育等専門職業従事者

番号	項目名称
16 161～169	法務専門職業従事者 （略）
17 171～179	経営・金融・保険専門職業従事者 （略）
18 181～188	教員（初等中等教育） （略）
19 191～192	教員（高等教育） （略）
20 209	その他の教員 （略）

中分類の順番を入替え

【修正後】

新大分類Ｄ　教育・法務・経営等専門職業従事者

番号	項目名称
16 161～168	教員（初等中等教育） （略）
17 171～172	教員（高等教育） （略）
18 189	その他の教員 （略）
19 191～199	法務専門職業従事者 （略）
20 201～209	経営・金融・保険専門職業従事者 （略）

新大分類Ｂ「研究者、技術者」の説明文の見直し

指摘事項

改定案の新大分類Ｂ「研究者、技術者」の特徴に関する説明で、「科学的な知識」が強調されているが、人文・社会科学分野の研究者が含まれないと誤解する懸念があることから、説明ぶりを見直すべきではないか。（原専門委員）

対応

統計ユーザー等が誤解することのないよう、本大分類に人文・社会科学分野の研究者が含まれることを説明文に明示。

改定案

【修正前】

大分類B　研究者、技術者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な職務に従事するものをいう。

この職務を遂行するには、通例、大学研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験を必要とする。

中分類05　研究者
小分類051　自然科学系研究者
小分類052　人文・社会科学系等研究者

【修正後】

大分類B　研究者、技術者

高度の専門的水準において、自然・人文・社会科学等の科学的知識を応用した技術的な職務に従事するものをいう。

この職務を遂行するには、通例、大学研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験を必要とする。

中分類05　研究者
小分類051　自然科学系研究者
小分類052　人文・社会科学系等研究者

小分類「愛玩動物看護師」を立項する中分類の検討（1/6）

指摘事項

- 新中分類「保健指導・看護従事者」に属する小分類のうち、小分類「保健師」から「歯科衛生士」までが人間を対象とするものであるのに対し、「愛玩動物看護師」は動物を対象とするものであり、これらを同じ中分類とすることに違和感がある。どのように整理したのか確認したい。（牧野臨時委員）
- 動物に関わる職務に従事するものが増えていると思うが、人間と動物への医療行為は同じタスクなのか疑問に感じる。小分類「獣医師」、「愛玩動物看護師」及び「薬剤師」について、動物を対象とする医療従事者のみで中分類を新規立項することは難しいのかどうか確認したい。（原専門委員）
- 「獣医師」及び「愛玩動物看護師」が、「医師」と同じ中分類に属することに違和感がある。産業分類でも、従前から動物に対する医療は大分類Ｌ「学術研究、専門・技術サービス業」とされており、人間に対する医療とは分けられている。人間を相手にするか、動物を相手にするかでは分類は異なるのではないか。（菅委員）

「愛玩動物看護師」の概要

１．制度の成立とその目的

獣医療の内容の高度化・多様化等により動物看護師の役割の重要性が高まり、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）が制定され、診療行為の一環として愛玩動物の診療の補助を行うことのできる国家資格「愛玩動物看護師」が誕生。獣医師と愛玩動物看護師等が協力したチーム獣医療提供体制の充実が期待されている。

２．対象となる動物

犬、猫、愛玩鳥（オウム科・カエデチョウ科・アトリ科の全種）で、飼育目的は問わない。

３．職務の内容のその特徴

獣医師の指示の下に行う診療の補助（採血、輸液剤の注射、投薬、マイクロチップの装着、カテーテル留置など）は有資格者のみが行える独占業務であり、無資格者は「愛玩動物看護師」のほか「動物看護師」や「動物看護士」など紛らわしい名称が利用できない。ただし、診療の補助以外の業務（負傷した動物の世話等）は、無資格者でも引き続き行うことが可能。

参考：現行の中分類37・小分類379の説明文等

中分類37「保健医療サービス職業従事者」

病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師などからの指示により、専ら患者への食事などの介助、器具の清掃など補助的な仕事に従事するものをいう。

小分類379「その他の保健医療サービス職業従事者」

小分類〔371 及び 372〕に含まれない保健医療サービスの仕事に従事するものをいう。
○あん摩師助手；はり師助手；柔道整復師助手；動物病院助手；動物看護師
×あん摩マッサージ指圧師〔152〕；はり師〔152〕；きゅう師〔152〕；柔道整復師〔152〕

小分類「愛玩動物看護師」を立項する中分類の検討（2/6）

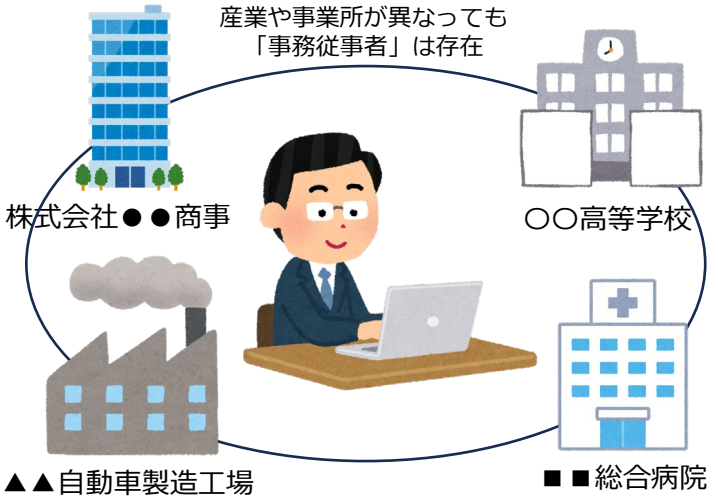
改定案における整理①：職業分類における分類項目設定の考え方（産業分類との違い）

日本標準職業分類・産業分類とも改定案の策定に当たって基本方針を策定しており、その考え方は一般原則にも反映されているが、分類項目設定の考え方は以下のとおり。

観点	日本標準職業分類（第6回改定）	日本標準産業分類（第14回改定）
分類の対象・単位	1人の人が遂行する職務	事業所の経済活動
分類項目の設定方法・基準	課業（作業・任務）の類似性 • 課業の遂行に必要とされる知識又は技能 • 課業の遂行によって達成される目的 • 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 • 生産される財・サービスの種類	生産技術の類似性 • 生産に投入される財又はサービスの種類 • 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等） • 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
新規立項の指標	就業者数のみ	事業所数、従業者数、生産額、出荷額など複数の指標

産業分類は「事業所が何の経済活動をしているか」に着目し、付加価値（生産額など）といった基準により事業所という場所的単位で分類するのに対し、職業分類は「個人が何を職務としているか」に着目し、報酬や就業時間などの基準により個人単位で分類。

このため、例えば同じ製造業の事業所で働く人でも、事務、営業、生産工程など従事している職務によって職業分類では異なる項目に分類される一方で、オフィス、工場、学校、病院など異なる事業所で働く人が、職業分類では同一の項目に分類される場合があり、必ずしも職業分類と産業分類とは一致しない。



小分類「愛玩動物看護師」を立項する中分類の検討（3/6）

【新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」の特徴】

法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される保健医療及び社会福祉分野の職業群である。保健、医療及び社会福祉分野は、人々の生命、健康及び生活といった社会的基盤を支えるものであり、少子高齢化等の社会情勢の影響を強く受ける。

新中分類11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」

医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有し、医業・獣医業・薬事に関する専門的性質の職務に従事するものをいう。

新小分類111「医師」

医師の免許を有し、医療及び保健指導により公衆衛生の向上・増進に寄与し、人間の健康な生活を確保することを目的として、医業の職務に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長等の各施設長も含まれる。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。

- 人間の心身における疾病・傷害・死因又は死亡の診断
- 傷病者の治療・手術・検査、診療録の作成・保存
- 傷病者・出入国者の心身の健康状態の確認、健康管理
- 傷病者に対する保健指導、診断書・処方せんの交付
- 再犯防止・社会復帰を目的とした矯正医療・心理的支援

新小分類113「獣医師」

獣医師の免許を有し、飼育動物（家畜・家きん・愛玩動物を含む）などの診療及び保健衛生指導により、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、獣医業の職務に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長・動物病院長等の各施設長も含まれる。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。

- 動物飼養者に対する飼育動物~~・愛玩動物~~の健康状態の確認、健康・衛生管理の指導
- 飼育動物~~・愛玩動物~~の疾病・傷害の診断、治療、手術、検査
- 飼育動物の疾病~~病源~~の有無の検査、~~及び屠殺処分・~~消毒等の指導~~取締~~

※一部の内容は、正確性の観点より削除及び修正予定。

小分類「愛玩動物看護師」を立項する中分類の検討（4/6）

【新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」】

新中分類１２「 保健指導・看護従事者」

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、愛玩動物看護師の免許を有し、保健指導、歯科保健指導、助産、傷病者・愛玩動物に対する療養上の世話などの専門的性質の職務に従事するものをいう。

新小分類123「看護師」

看護師の免許を有し、医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の職務に従事するものをいう。准看護師の免許を有し、医療及び公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の職務に従事するものも含まれる。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。

- 傷病者・じょく婦に対する健康管理などの療養上の世話
- 医師（准看護師の場合は医師及び看護師）の指示の下に行う、注射・点滴・採血等の診療の補助
- 傷病者・じょく婦に対する健康に関する知識に基づく相談対応・支援・保健指導、臨時応急の手当

小分類125 「愛玩動物看護師」

愛玩動物看護師の免許を有し、愛玩動物に関する獣医療の普及向上等に寄与することを目的として、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助、疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護などの職務に従事するものをいう。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。

- 愛玩動物に対する輸液剤の注射・採血・マイクロチップの装着・カテーテル留置等の診療の補助
- 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の看護
- 愛玩動物飼養者等に対する愛玩動物の愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援

（※） ~~・動物の保定及び院内の衛生管理~~

※愛玩動物看護師の法令上の定義と平仄を合わせるため、削除予定。

中小分類項目の新設を検討するための量的な目安

中分類項目の新設は、新設しようとする分類項目の就業者数が安定的にその属する大分類項目の就業者数の10%以上又は10万人以上であること。

- 保健医療従事者　令和２年国勢調査　3,073,950人
- 獣医師の就業者　令和２年国勢調査　24,680人
- 愛玩動物看護師の資格保持者(※令和8年10月)　30,798人

獣医師や愛玩動物看護師の分類区分のあり方については、今後、就業人数の推移や課業の類似性等を踏まえて、中長期の課題として検討することとしたい。

小分類「愛玩動物看護師」を立項する中分類の検討（5/6）

参考：国勢調査における就業者数の推移（新大分類C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」のうち保健医療に係るもの）

（単位：人）

平成21年第５回改定	H22	H27	R2
大分類B 専門的・技術的職業従事者	8,617,020	9,337,200	10,270,9800
中分類12 保健医療従事者	2,580,400	2,805,360	3,073,950
小分類121 医師	262,630	275,250	303,660
小分類122 歯科医師	92,580	95,320	98,340
小分類123 獣医師	22,290	23,000	24,680
小分類124 薬剤師	200,470	218,740	243,650
小分類131 保健師	37,860	39,530	49,110
小分類132 助産師	24,270	25,650	27,550
小分類133 看護師（准看護師を含む）	1,204,220	1,300,060	1,385,950
小分類141 診療放射線技師	45,960	50,480	57,490
小分類143 臨床検査技師	71,800	76,480	82,720
小分類144 理学療法士，作業療法士	94,550	143,490	202,540
小分類145 視能訓練士，言語聴覚士	15,280	19,210	26,930
小分類146 歯科衛生士	97,370	106,890	128,740
小分類147 歯科技工士	45,520	42,790	39,320
小分類151 栄養士	101,120	114,370	121,310
小分類152 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師	118,710	119,920	118,210
小分類15a その他の保健医療従事者	145,770	154,170	163,750

注）　国勢調査では、現行の中分類12「医師，歯科医師，獣医師，薬剤師」、13「保健師，助産師，看護師」、14「医療技術者」及び15「その他の保健医療従事者」は集約され、中分類12「保健医療従事者」として表章されている。また、現行の小分類142「臨床工学技士」は、小分類15a「その他の保健医療従事者」に集約されている。

小分類「愛玩動物看護師」を立項する中分類の検討（6/6）

参考：国際標準職業分類（ISCO）における「医師」と「獣医師」の位置付けの変遷

同じ大分類に属するが中分類は異なる　／　同じ中分類に属する　／　同じ亜大分類に属するが中分類は異なる

	ISCO-58（1958）	ISCO-68（1968）	ISCO-88（1988）	ISCO-08（2008）
医師	0 専門職、技術職及び関連職業従事者 3 医師、外科医及び歯科医師 31 医師及び外科医	0 専門職、技術職及び関連職業従事者 6 医療、歯科医療、獣医療及び関連職業従事者 61 医師	2 専門職 22 生命科学及び保健専門職 222 保健専門職（看護職を除く） 2221 医師	2 専門職 22 保健専門職 221 医師 2211 一般医，2212 専門医
獣医師	0 専門職、技術職及び関連職業従事者 2 生物学者、獣医師、農学者及び関連科学者 21 獣医師	0 専門職、技術職及び関連職業従事者 6 医療、歯科医療、獣医療及び関連職業従事者 65 獣医師	2 専門職 22 生命科学及び保健専門職 222 保健専門職（看護職を除く） 2223 獣医師	2 専門職 22 保健専門職 225 獣医師 2250 獣医師

（注）ISCO-08（2008）の分類構造：大分類（10。一桁コード）－亜大分類（43。二桁コード）－中分類（130。三桁コード）－小分類（436。四桁コード）

参考：ISCO-08（2008）における亜大分類22「保健専門職」の分類構造

2 専門職
22 保健専門職

221 医師	－	2211 一般医、2212 専門医
222 看護・助産の専門職	－	2221 看護専門職、2222 助産専門職
223 伝統医療・代替医療専門職	－	2230 伝統医療・代替医療専門職
224 医師と共働する医療専門職	－	2240 医師と共働する医療専門職
225 獣医師	－	2250 獣医師
226 その他の保健分野の専門職	－	2261 歯科医師、2262 薬剤師、2263 環境衛生・労働安全衛生の専門職、2264 理学療法士、2265 食事療法士、栄養士、2266 聴覚学者、言語療法士、2267 検眼士、検眼眼鏡士、2269 他に分類されない保健専門職